

総合科学技術会議 第七回評価専門調査会

議事録案

日 時： 平成 13 年 8 月 31 日 10:00—12:00

場 所： 合同庁舎 4 号館 4 階 第 4 特別会議室

出席者： 桑原会長、石井議員、井村議員、黒田議員、白川議員、
石田委員、大島委員、加藤委員、国武委員、末松委員、鈴木委員、
寺田委員、常盤委員、鳥井委員、増本委員
和田審議官、小巻参事官

欠席者： 吉川議員、江崎委員、大田委員、谷口委員、鳥居委員、藤野委員、
西室委員、

議 事：

1. 大綱的指針について（議題 1）
2. 評価専門調査会（第 6 回）議事録について（議題 2）

資 料：

資料 1 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（第 3 章・第 4 章たたき台：案）

資料 2 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（第 1 章・第 2 章：案）

資料 3 評価専門調査会（第 6 回）議事録（案）

（机上資料）

- 国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針（平成 9 年 8 月 7 日）
- 科学技術基本計画（平成 13 年 3 月 30 日）

議事録：

① 議題 1：大綱的指針について（議題 1）

①－1：「第 3 章 評価の実施」「第 4 章 本指針のフォローアップ等」

第 3 章について、施策、課題、機関、研究者の業績の 4 つの区分について、各々たたき台を事務局から提示し、これについて議論。

《研究開発施策の評価》

【大島委員】

1 ページ目、2 番目の項目のなお書きのところで「研究開発支援などの研究開発を直接実施しない施策については、評価の視点から新しい知の創出を除く」とあるが、言わずもがなと思われるが如何か。

【小巻参事官】

丁寧に記述したつもりだったが、削除の方向で検討したい。

【石田委員】

「研究開発施策の評価」の位置づけがよくわからないが、この評価はどこが実施し、どこが受け取って、どのように活用されるのか。各府省が研究機関に行わせるのか。

【小巻参事官】

各府省が、実施するもので、評価をされるのも府省である。つまり、府省が自らの施策を自己評価するために、外部評価者による評価委員会を設置し、自らの施策の評価をするものである。

【常盤委員】

2 ページの冒頭の「府省にまたがる研究開発戦略等については、必要に応じ、国の科学技術政策上の観点から総合科学技術会議が評価する」というところであるが、これこそは総合科学技術会議の重要な機能と捉えるので、積極的に捉えるべきでないか。

【小巻参事官】

府省が自ら作った研究開発戦略を、府省にまたがっているからといって評価することが正しいのか、まだ若干ためらいがある。

【桑原会長】

府省にまたがった施策の評価について、更に総合科学技術会議が評価を行うことは、実質的にどの程度やれるのか手探りの部分もあることを理解いただきたい。各府省が、総合科学技術会議の考えた評価とは大きくはずれているような場合について、総合科学技術会議は関与していくかもしれないということになるかもしれない。

【常盤委員】

それが総合科学技術会議にとって必要な機能ではないか。

【鳥井委員】

研究開発が、きちんとした戦略とある構造を持って推進しているかという視点での評価は必要ではないか。

施策、戦略、制度、課題などの言葉が並んでいるが、言葉の定義とそれらの関連がわからない。また、文章が長くて意味をつかむのに苦労する。

【桑原会長】

研究開発制度は、研究開発戦略を練り上げるためのものである。ご指摘について、さらに明確にして行きたい。

【鳥井委員】

補正予算などで、短期間に政策や戦略が不在のままに、施策が作られるケースも多々ある。この様なものを評価で改めていく必要がある。

【桑原議員】

そのような状況ではまずいので、改めなければならないが、実態としてどれほどそのようなことがあるのか。

《研究開発課題の評価》

【国武委員】

3頁の2段目の「研究目的の指定されて研究」のところで、「計画の妥当性」というのがあるが、その一言で括ると正確に意味が伝わらないのではないか。計画の妥当性には、その金額、期間で研究が行えるかというだけでなく、その研究開発を行うための能力があるかどうかという点も含まれる。従って、表現

を工夫する必要があるのではないか。

「応募実績のない者については、研究内容や計画に基づいて・・・」のところであるが、３段目の「基づいて」については「重点をおいて」とか前向きの表現に変えてはどうか。

【桑原会長】

「計画の妥当性」の件に関しては、他の表現を別項目として加えるような工夫をしたい。「計画の妥当性」にはいろんな意味を含んでいるので、そのものの表現を工夫するだけでは、なかなか難しいかもしれない。

【井村議員】

プロジェクト資金型の決定においても、研究者の適性や能力などは評価項目になっている。計画の妥当性以外にも、研究者の適性を評価の際に考慮されることを表現してはどうか。いくら計画はよくても、研究者の能力が伴わなければいけないわけだから、評価の視点としては必要だと思う。

【鳥井委員】

基礎・応用などの分類や定義については、改めて問題が多いことを指摘しておきたい。ただ、研究課題の性格によって、評価者の選択を変えるべきことを入れてはどうか。また、阪神大震災後の観測体制の整備や地球観測衛星など、時間がたって効果がでてくる体制整備などをどのように評価するかも考える必要があるのではないか。

【桑原会長】

基礎、応用、開発などはいろんな公式の文章に書かれており、そのような分類は避けられないかもしれない。時間がたって現れていくものは追跡調査で、制度面は施策の評価で対処できると考えている。

【小巻参事官】

２章の共通原則のところに、追跡評価について記述している。

【鳥井委員】

基盤整備の評価もきちんとする必要があるのではないか。例えば、大学を作るのも基盤整備の一つだと思うが、それを評価する必要はあるのではないかと思う。

【桑原会長】

そのようなものについては、施策の評価で捉えられると思う。

【石田委員】

性格が異なれば評価が変わるのは当然であるが、あまり詳細な部分を記述すると、かえって評価の柔軟性が失われるのではないか。

【石井議員】

現行指針でもかなりの内容な盛り込まれており、これを改定し、よりよいものにしようとする、どうしても細かい部分に入ってしまう面がある。

【桑原会長】

若干細かなことについても記述しているかもしれないが、これまで記述されていなかったために被害を受けたということを感じている人もいる。どの程度の細かさ、どの程度の深さで書くということなのか。

【石田委員】

例えば、研究者の自由な発想に基づく基礎的・萌芽的研究について、「国際水準に照らして」という表現があるが、海外から評価者を招聘しなければならないというようなことになるのではないか。また、個性的な研究の評価に対して規定しすぎると、型どおりの評価が実施されることになるのではないか。もう少し現場の柔軟性を確保する必要があるのではないか。

【和田審議官】

これは大綱的指針であるので、これに従って各府省が評価の実施要領を作ることになる。従って、ある程度は具体的に示さないと考え方が浸透できないと考えている。

【小巻参事官】

現行指針の内容を見ると、かなり表現が緩やかで、具体的なことについては各府省が考えるということになっている。今回の改定については、評価の実効性をあげることを目的にしている。従って、現行指針よりも具体性を高めるために、現時点では、評価視点等やある程度のところまでは書いておかないといけないという考えのもとで記載している。

【石田委員】

最終的な目的は研究成果が上がれば良いのであり、そのための評価であることを忘れてはならない。また、この指針の位置づけがどのようなものであるのかを明確にする必要があると思う。

【桑原会長】

評価に時間や資源がかかりすぎて、かえって研究効率を低下させることがあってはならない。そのため、別の章に記述しているが、評価方法等を変更したり、省略した場合などは、きちんと理由などを伏して記録するというようなことを加えている。

指摘の点は踏まえて、文章について見直してみたい。

【寺田委員】

「研究目的が指定された研究」と、「プロジェクト型資金」による研究の分類の仕分けがわからない。両者の違いはどこにあるのか。

【小巻参事官】

(1) の公募型の競争的資金による研究を特に取り出すことが主旨である。プロジェクトによる公募もあるというご指摘については、用語の定義を含めて再検討したい。

【寺田委員】

プロジェクトの評価について、現状では評価方法に問題がある。事前評価の際に、評価委員会はプロポーサルの内容だけについて評価し、内容の企画まで踏み込んだり、評価者の考え方が反映される余地が小さい。

【桑原会長】

評価結果は、研究開発の推進に反映されなければならないので、検討する必要がある。

【鈴木委員】

プロジェクト資金による研究開発の評価について、その方法についての不満がある。競争的資金ではある程度透明性も確保されているが、プロジェクト資金型のものについては、必ずしもそうとは限らない。

《研究開発機関の評価》

【桑原会長】

独立行政法人研究機関の自己評価については、本当に必要なのかどうか悩ましいところ。

【小巻参事官】

この独立行政法人研究機関の自己評価は、独法の評価として、第三者機関による評価のみでいいのかという疑問から記述している。この記述がなくても支障をきたすようなことはないかもしれないが。

【国武委員】

大学の評価について、自己点検評価だけでよいのか、第三者評価も必要なのか、不明瞭である。大学と2つの評価の在り方の関係が不明瞭である。

【鳥井委員】

大学と独立行政法人を除いた研究開発機関だと、対象として残る研究機関は限られているが、構成としてこれでよいのか。

任期制を導入するか否かは研究機関の自主判断によるので、「人材の流動性」だけ指摘しておけばよいのでないか。

大学においても30大学への重点化が言われているので、今後は、研究と教育は分離していくことが予想される。この考え方と、「教育と研究の一体的な推進」という表現に不整合が生じているのではないか。

【小巻参事官】

本項目の表現は、主に基本計画を参考にしたものであるが、当時は大学に関しそのような考え方はなかった。現在は考え方や方向などが変化してきているのは承知している。また、任期制のことについても、基本計画にて強調されているため記述したが、再考したい。

【鳥井委員】

研究開発機関の運営について、独立性と自主性を高める方向にある。人事権は、予算と同じく主要な要素であるので、その制度を固定するような表現はよくないのでないか。

【桑原会長】

任期制などと制度まで規定するのは、ご指摘のとおり如何かと思われるので、

再考したい。機関の取り巻く環境は変化する可能性はあるが、推定で書くことは難しく、現状を元に記述しなければならないと思う。

【末松委員】

若手研究者の自立性については、どの様な認識か。若手研究者の能力を生かすという目的であるので自立性だけを指摘しておくのは不十分ではないか。

【寺田委員】

国立試験研究機関の名前を入れておく必要があるのではないか。

【小巻参事官】

本項は、研究開発機関の全てを含んでいる。その研究開発機関については、評価対象の範囲のところで示している。大学と独立法人研究機関を特に出しているのが、これは留意点ということで表現している。その他の研究開発機関については、留意点や特徴が見出すことができなかったため、特に記述していない。誤解を招くようであれば、文章を工夫したい。

【桑原会長】

対象となる研究開発機関を記述するなどして、わかりやすくすればいいのではないか。

《研究者の業績評価》

【鳥井委員】

研究者に限らず、研究に関わる様々な人材を含めてはどうか。「研究者等」として、研究者の周辺の研究開発に関わる人々も積極的に評価することにすべきではないだろうか

【大島委員】

同意見である。ここでは技術者だけを出してあるが、研究を支える多くの人間が評価されるような考え方をだすべきでないか。現状では一部の研究者にしか日が当たらない部分がある。研究者以外の方の評価は、より多様な評価基準によって評価する必要があるが、そのあたりを含めてうまく表現できないか。

【常盤委員】

「研究者の将来性」についても評価の視点として入れておくべきではないか。

つまり、人材の重要性は研究を支える要であることを確認すべきでないか。

また、論文や特許についてであるが、量と質の両面を重視した評価が重要であることを強調して欲しい。

【石田委員】

研究者を育てるのは機関長の責任であり、むしろ機関長の評価において人材育成面の資質を重要視すべきでないか。従って、そのようなことまで記述する必要が本当にあるのか。

第4章については、フォローアップを行い、必要に応じて意見を述べるとあるが、意見を述べるのが当然として表現すべきでないか。意見を述べないはずがないのではないか。

【小巻参事官】

誤解のないように、文章を整理したい。

【桑原会長】

評価を受ける人材が望むような評価が、表現されていることが重要と考えている。そのような視点で、指針を書く必要があるのではないか。

【寺田委員】

国際協力面の後ろに、「等」をいれるか、「国民への貢献」などの視点を組み込んでいただきたい。

【鳥井委員】

研究によっては非常に民間の研究を刺激するものがあり、施策が社会にどのような影響を及ぼしたかを評価の視点に入れる必要があるのではないか。また、データを広く公開して日本の知的基盤の拡充に貢献している場合とそうでない場合もあり、この様な視点を評価対象に捉えてはどうか。

【末松委員】

最近の産学官連携などの動きを視野に入れた場合に、十分にその視点が入っているか見直して欲しい。基本的には、いろんなところに産学官連携を評価視点としているが、それを積極的に評価すべきものとして捉えているのかどうか、明確にしておく必要があるのではないか。

【増本委員】

1 章、2 章の評価の基本的な考え方の中で表現されている高い理念を踏まえれば、3 章で示されている評価方法がむしろ些細なところに陥っている様な印象もある。

先程からこの案を読んでいて、「本当にこの指針でもって優れた研究開発ができるのか」ということについて考えていた。何処をどのように直したらよいのか妙案はないが、少なくともあまり些細なことについて記述しない方がいいのではないか。

また、優れた研究開発成果を得るための評価と、国民に対して説明を要するような評価の 2 つを明確に分けて記述すればいいのではないか。

【桑原会長】

大きな視点での評価の目的、意義を記述してまとめる必要があるかもしれない。

①－2：「第 1 章 評価の基本的な考え方」「第 2 章 評価の在り方」

前回議論を受けて文章化した 1 章、2 章（案）について事務局より説明。なお、「はじめに」については、文章化にいたっていないが、有識者議員の議論を受けて、今回、競争的資金のシステム改革について言及している。

【常盤委員】

「はじめに」か「評価の意義」の処で、何を機軸に評価するのかを言及すべきでないか。例えばわが国の科学技術のビジョンを示して、そのビジョンに基づいて評価をするということを表明してはどうか。日本はこういう科学技術の文化を創るという理念、出発点を書いていただけないか。

【鳥井委員】

評価の意義のところに、優れた研究を見出し、これを育てるということ而言及し、特に優れた研究者に脚光を当てることを明確にすべきである。特に人事面での処遇に反映することも強調すべきである。

【黒田議員】

1 章・2 章で基本的な考え方を出して、3 章では詳細に入る必要がないのではないか。基本的な考え方に基づいて評価をすればよいのではないか。3、4 章は、それぞれの評価対象について記述しているのはわかるが、細かすぎると思

う。

【加藤委員】

本指針は、国際的な研究開発についても考慮されているか。

【小巻参事官】

海外の研究についても視野に入っている。例えば、国際的な研究を行う我が国の研究センターが、海外で実施されている研究開発や競争的資金による国際共同研究についても評価の対象となると考えている。

【和田審議官】

ケースを想定して、不整合が無いか、抜けがないかチェックしたい。

【鳥井委員】

日本と海外で出資しているヒューマンサイエンスフロンティアなどをどう考えるかは、検討しておく必要がある。あまりに複雑なものは除外するようなことも必要かもしれない。

【石井議員】

ITER 計画などの国際共同プロジェクトでも同様なことが起こりうるだろう。改定指針では、きっちりとした考え方を出す必要があるが、一方で柔軟性の要請があり難しい。現行指針が策定された当時と現在では、評価の定着度が大きく変わっていることや、政策評価が導入されたことがあり、判断は難しい。今回の案は、現行指針に似た形式や同じ密度のものを書くことになっているが、各府省の指針改定や策定に対してのガイドラインとしての位置づけとして見られるような書き方もあるのでないか。

【鈴木委員】

1 頁目の最後の段について、競争的資金制度や評価が複雑になって難解になっているという部分がある。ただ多様性を確保しておくことは研究開発にとって重要であり、複雑化することには必然性がある。つまり、研究開発の内容や目的は多様であるので、当然それぞれそれに応じた評価方法や視点が異なるはずである。これは、先程の 3, 4 章で述べられたとおりである。この多様化すること複雑化することは、どうしてもわかりにくくなることにつながってしまうが、社会的にもわかりにくくすることは避けるべきであり、そこをどのように解決するかということであると思う。そのため、競争的資金制度のシステム

や評価の体制をどのようにわかりやすく説明するかを焦点とすべきではないか。説明責任と、多様性の両立を上手に整理する必要がある。

【桑原会長】

国際活動については、国の資金の範囲内で評価の網を掛けたいと考えている。共同出資のものは、日本の出資しているものに対する日本の考え方や評価をしておく必要がある。根本的で全体の評価をすることは難しいかもしれない。

【鳥井委員】

日本の評価の在り方を、他国との共同部分に全面的に押し付けられないのは事実である。

【桑原会長】

このようなものについては、政策評価として捉えておく必要があるのかもしれない。

今回出させていただいた「資料2」の案や「資料1」のたたき台は、次回までに修正していきたいが、各委員には事前にご意見をいただければ幸いである。

【小巻参事官】

行政改革本部から、定量的評価を要求されている。なぜ本指針で定量的な評価を示さないのかという点について意見がきている。甘いのではないのかという意見である。従って、事務局としては定量的な評価に対する考えをまとめておく必要がある。定量的評価とは、例えば目標に対する達成度や論文の数・被引用度回数等の数量的指標を用いた評価、費用対効果に基づく評価である。

【増本委員】

被引用度回数による評価ならば、定量的評価として適切であるが、単なる論文数での評価には問題がある。そのような単なる数を示すのが定量的評価であるとすれば納得できない。

【常盤委員】

国際的な共同研究において、少なくとも日本の貢献度に応じた割合において、少なくとも日本なりの評価をする必要がある。そうでないと、日本としての目的の達成度や、展開に向けた考え方も出せない。

また、石井委員の意見と関係するのであるが、本指針は各省庁の評価の基本的なガイドラインとして、要点をおさえる必要がある。その面では、お手本を

作るということで、ある程度詳細について言及すべき部分もあるのでないか。

【桑原会長】

マクロな目標は示すが、一方で厳格なガイドラインとするか否かは両方の意見がある。大きな傘はきっちり示すが、詳細にどこまで踏み込むかは悩ましい。各府省とは役割は明確に分かれていることをベースにして、本指針では大まかなところだけを明示して、詳細については入り込まないという考え方があると思う。一方、自民党立国調査会の評価小委員会では、ある程度細かな部分に関するところについてきちんと決めておくべきとの意見もある。

【鳥井委員】

大きな考え方は本文で示すべきだが、詳細をどうするかは、解説書のようなもので対応するのがよいのではないか。

② 議題 2：評価専門調査会（第 6 回）議事録について

第 6 回評価専門調査会の議事録について、公開を前提に了解を得た。

以上